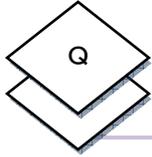




労働相談Q & Aで解決！

均衡・均等待遇



パートタイマーです。正社員と同様に通勤手当の支給を求めることができますか。

A 使用者は、単にパートタイマーであるということだけを理由に通勤手当を支給しないことはできません。

解説はこちら

- パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇に差を設ける場合は、その差は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理なものであってはなりません。
- これまで、職務の内容と人材活用の仕組みや運用が正社員と異なるパートタイム労働者については、基本給、賞与、役付手当などの賃金は、パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力、経験などを勘案して決定するように努力すること、退職手当、通勤手当その他の職務の内容に密接に関連して支払われるもの以外の手当についても、その就業の実態、正社員との均衡等を考慮して定めるように努力することとされてきました。
- しかし、2020年4月1日（中小企業は2021年4月1日）からパートタイム・有期労働法が施行されることとなり、これに関連して策定された厚生労働省の「同一労働同一賃金ガイドライン」によれば、「通勤手当」については、短時間・有期雇用労働者にも、通常の労働者と同じの通勤手当を支給しなければならないとされています。
- 使用者は、労働者から求めがあった場合は、待遇決定に際しての考慮事項や正社員との待遇差の内容や理由についても説明しなければなりません。説明を求めた労働者を不利益に取り扱うことも禁止されています。

どうすれば？

- 雇用契約書、就業規則、給与明細等の資料を準備しましょう。
- 会社の給与担当者や労務管理の責任者に説明を求めましょう。
- 自主的な解決が難しい場合は、労働委員会や労働局に相談しましょう。

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階
電 話 055 (223) 1827
相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

- 山梨労働局総合労働相談コーナー
山梨労働局雇用環境・均等室内
電 話 055 (225) 2851